医師の働き方施行に向けたスケジュール(例)について 令和5年1月20日 医務薬事課作成 令和 4 年 (2022年) 令和 5 年 (2023年) 令和6年(2024年) 10月 11月 12月 1月 2月 3月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 4月 5月 6月 特例水準を申請しない場合、 特例水準申請要否の確認(令和5年3月まで) 特段の対応は不要です。 なお、特例水準の申請が必要 ・勤務医の労働時間把握 ・労基署への必要な宿日直許可の申請 と判明した場合や、現状の医 A水準を予定している医療機関 (例:大学病院等から医師派遣を受けている医療機関、自院で 療提供体制を変更せざるを得 のA水準達成を目指す医療機関など) ない場合、医務薬事課へご一 報ください。 ※特に、宿日直申請については、令和5年3月までを目処に、労基署での申請 を開始してくださるようお願いします。 評価センターにおける審査期間 評価センター受審・特例水準申請へ向けた準備 評価終了 (4ヶ月程度) 定締 特例水準の申請を行う医療機関 勤務医の労働時間把握 ※評価センターの審査期間は4ヶ月程度ですが、医療機関の申請が集中するこ ・労基署への必要な宿日直許可の申請 とが見込まれることから、なるべく早期に受審を開始くださるようお願いしま ・県へ特例水<mark>準申請書を提出</mark> ・時短計画案の策定 など 医療機関における申請予定の状況把握/地域医療への影響の検証 時間外労働規制・ 健康確保措置の ・令和5年1月から特例水準の指定申請受付開始 都道府県 適用開始 現況説明/指定に係る確認 (※時期・回数未定) 概要説明① 意見聴取 医療審議会 ・11/7医療審議会 現況説明/指定に係る確認<u>(※時期・回数未定)</u> 概要説明② 地域医療対策協議会